

装管調第65号

27.10.1

一部改正 装管調第5120号

令和2年3月31日

一部改正 装管調第17740号

令和2年12月24日

一部改正 装管調第8464号

令和4年5月27日

一部改正 装管調第5685号

令和6年3月29日

調達管理部長
調達事業部長 殿
長官官房会計官
各地方防衛局長

防衛装備庁長官
(公印省略)

流動資産担保融資保証制度の活用促進に伴う中小企業者が有する債権の
譲渡の事務処理要領について（通達）

標記について、「中小企業信用保険法」の一部改正に伴う装備品等の調達契約に係
る債権譲渡制限特約の部分的解除について（防管装第3544号。14.4.19）
に基づき、別紙のとおり定めたので通達する。

添付書類：別紙

写送付先：東海防衛支局長、宇都宮防衛事務所長、舞鶴防衛事務所長、岐阜防衛事務
所長、玉野防衛事務所長

流動資産担保融資保証制度の活用促進に伴う中小企業者が有する債権の
譲渡に関する事務処理要領

第1章 総則

(目的)

第1条 この要領は、中小企業者である契約相手方が防衛省に対して有する債権に関し、契約相手方から当該債権の譲渡について承諾の申請又は通知があった場合における事務処理に関し必要な事項を定め、もって適正な事務処理を図ることを目的とする。

(用語の意義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 長官 防衛装備庁長官をいう。
- (2) 担当官 支出負担行為担当官又は分任支出負担行為担当官をいう。
- (3) 物別調達官及び室長 調達事業部需品調達官、調達事業部武器調達官、調達事業部電子音響調達官、調達事業部艦船調達官、調達事業部航空機調達官、調達事業部輸入調達官、調達事業部需品調達官付試作・基盤強化措置室長、調達事業部需品調達官付機械車両室長、調達事業部武器調達官付弾火薬室長、調達事業部電子音響調達官付通信電気室長、調達事業部電子音響調達官付電子計算機室長、調達事業部艦船調達官付誘導武器室長及び調達事業部航空機調達官付航空機部品器材室長をいう。
- (4) 契約相手方 担当官と契約を締結した者をいう。
- (5) 中小企業者 中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第2条第1項に規定する者をいう。
- (6) 信用保証協会 信用保証協会法（昭和28年法律第196号）に規定する信用保証協会をいう。
- (7) 金融機関 中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の3に規定する金融機関をいう。
- (8) 債権譲受人 契約相手方と担当官との間で締結した契約に基づき成立した債権を譲り受けようとする者又は譲り受けた者をいう。
- (9) 保証制度 事務次官通達（防管装第3544号 14.4.19）に規定する流動資産担保融資保証制度をいう。

(特殊条項の適用)

第3条 物別調達官及び室長は、入札等における落札決定の後、予定価格が市場価格

方式（調達物品等の予定価格の算定基準に関する訓令（昭和37年防衛庁訓令第35号）第2条第6号に規定する計算方式をいう。）により計算した計算価格を基準として算定された契約である場合には、速やかに落札者に対し中小企業者に該当するか否かの確認を行うとともに、落札者に中小企業者に関する質問及び回答（別記様式第1）（以下「質問及び回答」という。）を配付し、回答を記入の上契約書提出までに提出するよう求めるものとする。ただし、落札者が既に当該年度における別の契約において質問及び回答を提出しており、中小企業者か否かが明らかである場合には、質問及び回答を提出させることを省略することができる。

2 物別調達官及び室長は、前項の規定による落札決定後の確認の結果、落札者が中小企業者であることが判明した場合には、「債権譲渡制限特約の部分的解除のための特殊条項」（以下「特殊条項」という。）（別記様式第2）を付すものとする。

3 物別調達官及び室長は、前項の規定により特殊条項を付す場合には、契約相手方に対し、債権譲渡を行う場合の事務手続等について周知するよう努めるものとする。
（既契約の措置）

第4条 物別調達官及び室長は、既に締結している契約において、中小企業者である契約相手方から保証制度の利用について協議があった場合には、前条の規定を準用し、契約の変更の手続を採り、特殊条項を付すものとする。

第2章 承諾等の手続

第1節 債権譲渡承諾申請書の場合の手続

（譲渡に係る申請書の受理等）

第5条 契約相手方が債権譲渡について、特殊条項の規定に基づき担当官の承諾を受けるため提出する書面の受理は、物別調達官及び室長が行うものとする。

2 物別調達官及び室長は、前項の規定により書面を受理する場合は、当該契約に係る物品管理官等の契約物品受領後であることとし、契約相手方から次の各号に掲げる事項を明らかにした債権譲渡承諾申請書（以下「申請書」という。）（別記様式第2別紙1）を提出させるものとする。

(1) 債権譲渡の対象となる契約の調達要求番号、契約品名、納期、認証番号及び認証年月日

(2) 譲渡債権の額

(3) 債権譲受人の指定する口座の表示

(4) 契約相手方の契約不適合責任は、継続して契約相手方が負担するものであること。

(5) 債権譲渡に係る費用は、契約相手方の負担であること。

3 物別調達官及び室長は、前項の規定により提出させる申請書には、次の各号に掲げる書面を添付させるものとする。

(1) 受領検査調書の写し

(2) 契約相手方と債権譲受人との間の「債権譲渡担保契約証書」の写し

4 物別調達官及び室長は、第2項の規定により申請書を受理するに当たっては、提出書類等に不備のないことを確認した上、受理するものとする。

(確認及び決裁)

第6条 物別調達官及び室長は、契約相手方から前条第2項に基づく申請書を受理した場合には、次の各号のいずれにも該当する債権であることを確認するものとする。

(1) 中小企業者である契約相手方が防衛省に対して有する債権であって、信用保証協会及び当該中小企業者と取引のある金融機関に対し、当該金融機関からの融資の担保として譲渡されるものであること。

(2) 契約相手方が履行を完了して受領検査調書（受領検査調書を交付しない契約にあつては契約の履行が完了したことを示す書類をいう。以下同じ。）の交付を受けており、担当官として同時履行の抗弁権を行使する必要のない債権であること。

(3) 契約金額が確定し、代金が確定した債権であること。

2 物別調達官及び室長は、第1項に規定する事項以外にも承諾に必要な要件を満たしているものか否かについて確認を行い、債権譲渡の承諾の可否について長官官房会計官（以下「会計官」という。）を経て担当官の決裁を受けるものとする。この場合において、債権の譲渡の承諾を否とするときは、その措置について明らかにしなければならない。

(決裁後の措置)

第7条 物別調達官及び室長は、前条の規定により担当官の決裁を受けた場合には、契約相手方及び債権譲受人に債権譲渡の承諾の可否について通知を行うものとする。この場合において、可とするものにあつては、会計官に債権譲渡承諾書（以下「承諾書」という。）の正本を送付し、否とするものにあつてはその理由について明らかにしてその旨の通知を行うものとする。

2 前項の規定により契約相手方及び債権譲受人に行う通知は、申請書受理後遅滞なく行うものとし、合理的期間内に通知できない場合は、その旨を契約相手方に通知するものとする。

3 会計官は、第1項の規定により物別調達官及び室長から承諾書の送付を受けたときは、代金の支払を申請書に記載された口座に対して行うものとする。この場合においては、請求書と当該申請書との口座等について十分な確認を行うものとする。

第2節 債権譲渡通知書の場合の手続

(譲渡に係る通知書の受理等)

第8条 契約相手方が債権譲渡について、特殊条項の規定に基づき債権譲渡を行った旨を担当官に通知する書面の受理は、物別調達官及び室長が行うものとする。

2 物別調達官及び室長は、前項の規定により書面を受理する場合には、契約相手方から次の各号に掲げる事項を明らかにした債権譲渡通知書（以下「通知書」という。）

(別記様式第2別紙2)を提出させるものとする。

- (1) 債権譲渡の対象となる契約の調達要求番号、契約品名、納期、認証番号及び認証年月日
- (2) 譲渡債権の額
- (3) 債権譲受人の指定する口座の表示
- (4) 契約相手方の契約不適合責任は、継続して契約相手方が負担するものであること。
- (5) 債権譲渡に係る費用は、契約相手方の負担であること。

3 物別調達官及び室長は、前項の規定により提出させる通知書には、次の各号に掲げる書面を添付させるものとする。

- (1) 受領検査調書の写し
- (2) 契約相手方と債権譲受人との間の「債権譲渡担保契約証書」の写し

4 物別調達官及び室長は、第2項の規定により書面を受理した場合には、遅滞なく次の各号のいずれにも該当する債権であることを確認するものとする。

- (1) 中小企業者である契約相手方が防衛省に対して有する債権であって、信用保証協会及び当該中小企業者と取引のある金融機関に対し、当該金融機関からの融資の担保として譲渡されるものであること。
- (2) 契約相手方が反対給付の履行を完了して受領検査調書の交付を受けており、担当官として同時履行の抗弁権を行使する必要のない債権であること。
- (3) 契約金額が確定し、代金が確定した債権であること。

5 物別調達官及び室長は、第4項に規定する事項以外にも 契約相手方と債権譲受人との間で予め承諾している事項等について通知書の内容を確認しなければならない。

(通知書に不適合な事由がない場合の措置)

第9条 物別調達官及び室長は、前条第4項に規定する事項について要件を満たしていることが確認され、かつ、通知書に不適合な事由がないと認められるときは、会計官を経て担当官に報告するものとする。

2 物別調達官及び室長は、前項の規定により担当官に報告した場合には、通知書の正本を会計官に送付する。

3 会計官は、前項の規定により物別調達官及び室長から通知書の送付を受けたときは、代金の支払を申請書に記載された口座に対して行うものとする。この場合においては、請求書と当該申請書との口座等について十分な確認を行うものとする。

(通知書に不適合な事由がある場合の措置)

第10条 物別調達官及び室長は、契約物品等が受領されていないことが確認されたとき又は契約金額が確定していないときは、直ちに、会計官を経て担当官に報告するとともに、契約相手方及び債権譲受人に対し、次の各号に掲げる事項を通知する

ものとする。

- (1) 契約相手方と「債権譲渡制限特約の部分的解除のための特殊条項」を付して契約していること。
 - (2) 契約物品等が納入された後でなければ、防衛省に対する支払の請求は行えないこと。
 - (3) 契約金額が確定しておらず、契約金額が変動する可能性が十分あること。
 - (4) 通知書に記載された債権譲受人の指定する口座に代金を支払えないこと及び要件を満たせば当該口座に代金を支払うこと。
- 2 物別調達官及び室長は、前項の規定により契約相手方及び債権譲受人に通知した場合には、必要な事項を会計官に通知するものとする。
- 3 物別調達官及び室長は、契約物品等が受領されていないこと又は契約金額が確定していないこと以外で通知書の内容に不適格な事項を認めたときは、直ちに、契約相手方に対し、その旨及び特殊条項の規定に反している旨を通知し修正等の上再度提出させるものとする。この場合、前2項の規定を準用するものとし、会計官への通知に際しては、通知書の写しに不適格な箇所を明示し併せて通知するものとする。
- 4 物別調達官及び室長は、前項の場合において、契約相手方から適格な通知書が再度提出され、かつ、契約物品等が受領されていること及び契約金額が確定していることが確認されたときにおいては、第9条の規定を準用して措置するものとする。
- 5 物別調達官及び室長及び会計官は、第3項の場合においても当該債権譲渡が適法である限り、契約相手方から適格な通知書が再度提出される前に適法な支払請求があり、かつ、契約物品等が受領されていること及び契約金額が確定していることが確認されたときは、通知書に記載されている口座に代金を支払わなければならぬことに留意するものとする。

第3章 代金の支払

(代金の支払に当たっての注意)

第11条 物別調達官及び室長は、支出負担行為書（契約事務に関する訓令に係る事務要領について（装管調第252号。27. 10. 1）別記様式第45号をいう。）

（以下「行為書」という。）を作成する必要がある場合には、行為書の相手方の欄又は適当な余白に、代金債権について債権の譲渡があった旨及び債権譲受人の住所、氏名を付記するものとする。

- 2 会計官は、債権譲渡に係る代金の支払に当たっては、振込先の口座等を十分確認し行うものとする。
- 3 物別調達官及び室長及び会計官は、連絡調整を確実にし、適正な事務処理に努めるものとする。

第4章 雑則

(提出された書類の確認に当たっての注意)

第12条 物別調達官及び室長は、申請書の受理及び確認に当たっては、契約相手方から各確認事項について聴取を行い、後日の紛争防止に努めるとともに、今後の同種の業務の参考とするため記録することに努めるものとする。

(申請及び承諾並びに通知の状況管理)

第13条 物別調達官及び室長は、債権譲渡整理簿(別記様式第3)により債権譲渡の申請及び承諾並びに通知の状況を整理するものとする。

(調達管理部長への報告)

第14条 物別調達官及び室長は、承諾申請書又は通知書を受理した場合は、債権譲渡の実施状況に係る報告書(別記様式第4)を作成し、調達管理部調達企画課長(以下「調達企画課長」という。)に通知するものとする。

2 調達企画課長は、前項の規定により送付された債権譲渡の実施状況について、調達管理部長に報告するものとする。報告に関する細部事項については調達企画課長が定める。

(特例)

第15条 この要領により難しい場合は、その措置について長官の決裁を受けるものとする。

2 この要領において、調達事業部需品調達官付試作・基盤強化措置室長、調達事業部需品調達官付機械車両室長、調達事業部武器調達官付弾火薬室長、調達事業部電子音響調達官付通信電気室長、調達事業部電子音響調達官付電子計算機室長、調達事業部艦船調達官付誘導武器室長及び調達事業部航空機調達官付航空機部品器材室長が決裁を受け又は報告を行う際、所属する官については、合議又は報告を要しないものとする。

別記様式第 1

中小企業者に関する質問及び回答

(質問) 貴社は、中小企業信用保険法（昭和 25 年法律第 264 号）第 2 条第 1 項に規定する中小企業者ですか。

(回答) はい いいえ

会社名（団体名）

担当責任者 氏 名

【参考】

中小企業信用保険法第 2 条第 1 項に規定する中小企業者の例示

業 種	資本金	従業員
製造業、運送業、鉱業	3 億円以下	300 人以下
卸売業	1 億円以下	100 人以下
小売業	5000 万円以下	50 人以下
サービス業	5000 万円以下	100 人以下

上記の他、一定の要件を満たす組合等

別記様式第 2

債権譲渡制限特約の部分的解除のための特殊条項

甲及び乙は、債権譲渡制限特約の部分的解除に関し、次の特殊条項を定める。

(債権譲渡制限特約の部分的解除)

第 1 条 契約条項第 条の規定にかかわらず、乙が中小企業者（中小企業信用保険法（昭和 25 年法律第 264 号）第 2 条第 1 項に規定する者をいう。以下同じ。）である場合には、乙が流動資産担保融資保証制度を利用することが可能なときに限り、乙は、信用保証協会及び中小企業信用保険法施行令（昭和 25 年政令第 350 号）第 1 条の 3 に規定する金融機関に対し、甲に対する売掛債権を譲渡することができる。

2 前項の規定に基づいて売掛債権の譲渡を行った場合、甲の対価の支払による弁済の効力は、甲が予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 42 条の 2 の規定に基づき、センター支出官に対して支出の通知を行った時点で効力を生ずるものとする。

(譲渡可能な売掛債権)

第 2 条 前条第 1 項の規定により乙が譲渡することのできる売掛債権は、乙が当該売掛債権を譲渡しようとする時点において、乙が反対給付の履行を完了していることを、甲が受領検査調書の交付や納品書の受領などにより確認しており、かつ、その金額が確定しているものとする。

(部分払、前金払又は概算払との関係)

第 3 条 乙は、第 1 条第 1 項の規定により売掛債権を譲渡しようとする時点において、既に甲からこの契約に係る代金の部分払、前金払又は概算払を受けている場合には、確定した契約金額と既に支払を受けている金額との差額のみ譲渡することができる。

(承諾申請及び通知の様式)

第 4 条 乙は、甲に対し売掛債権の譲渡の承諾申請又は通知を行う場合には、必要書類を添付の上、承諾申請は別紙 1 により、通知は別紙 2 により行わなければならない。

(承諾の様式)

第 5 条 甲は、乙からの債権譲渡の承諾申請について承諾する場合には、譲渡の対象となる売掛債権が第 2 条に規定する要件を満たすことを確認の上、別紙 1 に定めた事項を遵守することを条件として承諾をするものとする。

(甲の権利及び利益)

第 6 条 甲及び乙は、乙の売掛債権の譲渡が、契約不適合責任に係る権利、債務不履

行等による契約の解除権、期限の利益、部分払、前金払又は概算払による債務の一部消滅、契約条項に基づく契約金額の変更その他契約内容の将来の変更、その他この契約に基づき甲が有する権利及び利益に一切の影響を及ぼさないよう、必要な措置を講じなければならない。

- 2 乙は、甲に対する売掛債権を譲渡しようとする場合には、あらかじめ信用保証協会及び金融機関に対し、契約条項（特約条項、特殊条項を含む。）及びこの特殊条項の内容を説明しなければならない。

債権譲渡承諾申請書

防衛装備庁

支出負担行為担当官

分任支出負担行為担当官 殿

○ ○ ○ ○

住 所 :

譲渡人 : (甲) ○○株式会社

代表者 :

担当者 :

連絡先 :

住 所 :

譲受人 : (乙) 株式会社○○銀行

代表者 :

担当者 :

連絡先 :

住 所 :

譲受人 : (丙) ○○信用保証協会

代表者 :

担当者 :

連絡先 :

○○株式会社（以下「甲」という。）は、下記の○○契約条項第○条の規定に基づいて貴殿より○年○月○日に契約の履行の確認を受けました。つきましては、「債権譲渡承諾書」による貴殿の承諾がなされることを前提として、甲が○○契約に基づく代金債権（以下「譲渡対象債権」という。）を株式会社○○銀行（以下「乙」という。）及び信用保証協会（以下「丙」という。）に譲渡し、乙及び丙が譲渡対象債権を準共有として譲り受けたいので、「債権譲渡制限特約の部分的解除のための特殊条項」第1条及び第4条の規定に基づき、必要書類を添付の上、貴殿の承諾を得たく申請します。

その際、甲、乙及び丙は、下記の点につき予め承諾していること、及び「中小企業信用保険法の一部改正法」により創設された流動資産担保融資保証制度の趣旨に則り申請するものであることを申し添えます。

1. 譲渡対象債権に係る乙及び丙への支払については、従前どおり〇〇契約条項第〇項第〇号に基づき、契約物品（又は役務）全体の完成、納入及びその確認を条件としてなされること。
2. 乙及び丙は、第三者に譲渡対象債権を再譲渡し、これに質権を設定し、又はその他譲渡対象債権の帰属並びに行使を阻害する行為を行わないこと。
3. 国に対しては、譲渡債権に係る契約の〇〇契約条項（当該条項に基づく変更契約を含む。）以外の責任は求めないこと、同契約条項に規定される甲の契約不適合責任については、従前どおり甲が継続して負担するものであること、及び債権譲渡に要する信用保証料、金利その他一切の費用については甲の負担であって、国に負担を求め
ることはないこと。
4. 本件申請の内容について、直接確認することがあること。
また、同契約条項に基づく代金は、甲が請求し、かつ、持参する請求書類一式により、乙及び丙が指定する下記の口座にお振り込み下さい。

記

1. 甲と乙の間で締結された令和 年 月 日付〇〇契約
 - (1) 調達要求番号
 - (2) 契約品名
 - (3) 納 期
 - (4) 認証番号及び認証年月日

2. 譲渡債権の額
 - (1) 契約代金額 金 円
 - (2) 前払金等既受領済額 金 円
 - (3) 差引譲渡債権額 金 円

3. 乙及び丙が指定する口座の表示

〇〇(ふりがな)銀行〇〇支店・口座の種類〇〇〇〇

口座名義人〇〇(ふりがな) ・口座番号〇〇〇〇

- 添付書類： 1. 受領検査調書の写し
2. 債権譲渡担保契約証書の写し

注：本承諾申請書は必要に応じて修正することを妨げないが、「予め承諾している事項」の内容は修正してはならない。

債権譲渡承諾書

〇〇〇第 号
令和 年 月 日

住 所：
譲渡人：(甲) 〇〇株式会社
代表者： 殿

住 所：
譲渡人：(乙) 株式会社〇〇銀行
代表者： 殿

住 所：
譲渡人：(丙) 〇〇信用保証協会
代表者： 殿

上記申請につき、〇〇契約に基づく譲渡対象債権の乙及び丙への譲渡については、下記の事項を甲、乙及び丙が遵守することを条件として、債権譲渡制限特約の部分的解除のための特殊条項第5条の規定に基づき承諾します。

記

1. 本承諾によって、〇〇契約（当該契約条項に基づく変更契約を含む。）に規定する国の権利及び利益には何ら変更がなく、また甲の本契約上の責任は一切軽減されるものではないこと。
2. 乙及び丙は第三者に譲渡対象債権を再譲渡し、これに質権を設定し、又はその他譲渡対象債権の帰属並びに行使を阻害する行為を行わないこと。
3. 国による代金の支払は、〇〇契約条項第〇条の規定に基づき行われるものであること。

支出負担行為担当官
又は
分任支出負担行為担当官

(お問い合わせ先)

担当：
電話：

確認日付欄

注：担当官は、本承諾書について修正が必要な場合には、適宜修正して差し支えない。

債権譲渡通知書

防衛装備庁

支出負担行為担当官

分任支出負担行為担当官 殿

○ ○ ○ ○

住 所 :

譲渡人 : (甲) ○○株式会社

代表者 :

担当者 :

連絡先 :

住 所 :

譲受人 : (乙) 株式会社○○銀行

代表者 :

担当者 :

連絡先 :

住 所 :

譲受人 : (丙) ○○信用保証協会

代表者 :

担当者 :

連絡先 :

○○株式会社（以下「甲」という。）は、下記の○○契約条項第○条の規定に基づいて貴殿より○年○月○日に契約の履行の確認を受け【[準確定契約及び概算契約の場合は記述]、かつ、○年○月○日に契約金額が確定し】ました。よって、甲が○○契約に基づく代金債権（以下「譲渡対象債権」という。）を株式会社○○銀行（以下「乙」という。）及び○○信用保証協会（以下「丙」という。）に譲渡し、乙及び丙が譲渡対象債権を準共有として譲り受けました。つきましては、債権譲渡制限特約の部分的解除のための特殊条項第1条及び第4条の規定に基づき、必要書類を添付の上、本書をもってご通知申しあげます。

その際、甲、乙及び丙は、下記の点につき予め承諾していること、及び「中小企業信用保険法の一部改正法」により創設された流動資産担保融資保証制度の趣旨に則り通知するものであることを申し添えます。

1. 譲渡対象債権に係る乙及び丙への支払については、従前どおり〇〇契約条項第〇項第〇号に基づき、契約物品（又は役務）全体の完成、納入及びその確認を条件としてなされること。
2. 乙及び丙は、第三者に譲渡対象債権を再譲渡し、これに質権を設定し、又はその他譲渡対象債権の帰属並びに行使を阻害する行為を行わないこと。
3. 国に対しては、譲渡債権に係る契約の〇〇契約条項（当該条項に基づく変更契約を含む。）以外の責任は求めないこと、同契約条項に規定される甲の契約不適合責任については、従前どおり甲が継続して負担するものであること、及び債権譲渡に要する信用保証料、金利その他一切の費用については甲の負担であって、国に負担を求めることはないこと。
4. 本件申請の内容について、直接確認することがあること。
また、同契約条項に基づく代金は、甲が請求し、かつ、持参する請求書類一式により、乙及び丙が指定する下記の口座にお振り込み下さい。

記

1. 甲と乙の間で締結された令和 年 月 日付〇〇契約
 - (1) 調達要求番号
 - (2) 契約品名
 - (3) 納 期
 - (4) 認証番号及び認証年月日
2. 譲渡債権の額
 - (1) 契約代金額 金 円
 - (2) 前払金等既受領済額 金 円
 - (3) 差引譲渡債権額 金 円
3. 乙及び丙が指定する口座の表示

〇〇(ふりがな)銀行〇〇支店・口座の種類〇〇〇〇

口座名義人〇〇(ふりがな)・口座番号〇〇〇〇

- 添付書類： 1. 受領検査調書の写し
2. 債権譲渡担保契約証書の写し

注：本通知書は必要に応じて修正することを妨げないが、契約履行の確認日に係る部分及び契約金額の確定日に係る部分並びに「予め承諾している事項」の内容は修正してはならない。

別記様式第4

債権譲渡の実施状況に係る報告書

機 関 名		防衛装備庁
契約相手方の名称		
債権の譲渡先	金融機関名	
	信用保証協会名	
承諾申請又は通知書の別		
承諾申請又は通知書の受領日		
承諾の場合の確定日付		
譲渡対象債権額 (A-B)		
契約代金額 (A)		
既支払済額 (B)		
適用契約条項 (基本契約条項)		
調達要求番号		
品 名		
認証番号 (認証年月日)		